

「フリーランス保護新法」

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスとの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の背景

- 近年、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方（ギグワーカー、クラウドワーカー等）の出現や働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及した。
- フリーランスを含む多様な働き方をそれぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。
- 実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著となっている。

<問題の要因>

- 個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者の間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがある。
⇒「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。

法律の適用者

フリーランス・・・業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者・・・フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」ものは、この法律におけるフリーランスに該当しない。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

義務項目	発注事業者の要件			具体的な内容
	従業員を使用していない	従業員を使用している	従業員を使用し、かつ継続的業務委託をする	
書面等による取引条件の明示	○	○	○	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
報酬支払期日の設定・期日内の支払		○	○	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
禁止事項			○	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
募集情報の的確表示		○	○	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
育児介護等と業務の両立に対する配慮			○	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などの業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
ハラスメント対策に係る体制整備		○	○	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること
中途解除等の事前予告・理由開示			○	継続的業務委託を中途解約したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

施行日

この法律は、2024年秋ごろまでの施行を予定しています。